

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現行	改正後
<p>II 主要行等の検査・監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>II-1 検査・監督事務に係る基本的考え方</p> <p>前述（I-1（1））の金融検査・監督の目的を達成するためには、金融庁においても、銀行に対し、個々の銀行の規模や特性に応じた対応を継続的に行っていくことが必要である。</p> <p>このため、銀行の検査・監督事務を行うに当たっては、まずは、各行がどの様にしてビジネスモデルの構築、金融仲介機能の発揮、財務の健全性の確保、コンプライアンス・リスク管理態勢の構築等の課題に取り組もうとしているかの方針を理解し、その上で、当該方針がどの様なガバナンス体制の下で実施され、如何なる潜在的なリスクや課題を内包し、各行がこれらのリスク等をどの様に認識し対応しようとしているか、的確に把握することが不可欠である。</p> <p>経営全体を見据えた重要課題に対応し、国民経済の健全な発展につなげていくには、各行が、当局から指摘されることなく自らベストプラクティスに向けて改善するよう、銀行自身で経営体制を変革していく必要がある。金融庁としては、実態把握や対話等を通じた継続的なモニタリングの過程で、より良い実務を追求する各行の取組みを促していく。</p> <p>その上で、上記の過程で、業務の健全性・適切性の観点から重大な問題が認められる場合や銀行の自主的な取組みでは業務改善が図られないことが認められる場合は、法第26条に基づく業務改善命令等の行政処分（II-5）の発動等を検討することとする。</p>	<p>II 主要行等の検査・監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>II-1 検査・監督事務に係る基本的考え方</p> <p>前述（I-1（1））の金融検査・監督の目的を達成するためには、金融庁においても、銀行に対し、個々の銀行の規模や特性に応じた対応を継続的に行っていくことが必要である。</p> <p>このため、銀行の�査・監督事務を行うに当たっては、まずは、各行がどの様にしてビジネスモデルの構築、金融仲介機能の発揮、財務の健全性の確保、コンプライアンス・リスク管理態勢の構築等の課題に取り組もうとしているかの方針を理解し、その上で、当該方針がどの様なガバナンス体制の下で実施され、如何なる潜在的なリスクや課題を内包し、各行がこれらのリスク等をどの様に認識し対応しようとしているか、的確に把握することが不可欠である。</p> <p>経営全体を見据えた重要課題に対応し、国民経済の健全な発展につなげていくには、各行が、当局から指摘されることなく自らベストプラクティスに向けて改善するよう、銀行自身で経営体制を変革していく必要がある。金融庁としては、実態把握や対話等を通じた継続的なモニタリングの過程で、より良い実務を追求する各行の取組みを促していく。</p> <p>その上で、上記の過程で、業務の健全性・適切性の観点から重大な問題が認められる場合や銀行の自主的な取組みでは業務改善が図られないことが認められる場合は、法第26条に基づく業務改善命令等の行政処分（II-5）の発動等を検討することとする。</p>

現行	改正後
<p>さらに、銀行の検査・監督事務を行うに当たっては、以下の点にも十分に留意した上で実施することとする。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 複数の業態を含む金融グループのリスク管理</p> <p>我が国では、平成5年の金融制度改革による業態別子会社での相互参入の解禁や、平成10年の金融持株会社の解禁、金融システム改革法による子会社規定の整備等を経て、複数の業態を含む金融グループが形成されている。</p> <p>こうした複数の業態を含む金融グループの形成は、金融機関の経営体質の強化やサービスの向上に寄与する可能性がある一方で、組織の複雑化による経営の非効率化、利益相反行為の発生、抱き合せ販売行為の誘因の増大、グループ内のリスクの波及、グループにおけるリスクの集中等が生じるおそれがある。</p> <p>かかる特性を踏まえれば、銀行グループにおいては、個別の銀行の健全性等を確保するのみならず、銀行グループ全体の経営管理態勢やグループとしての財務の健全性、業務の適切性について実態把握を行うことが重要である。</p> <p>また、銀行が他の業態の金融機関や外国の金融グループ、事業会社の子会社等である場合においても、銀行主要株主への監督権限のほか、深度あるヒアリング等により、銀行に上記で挙げたリスクの波及やリスクの集中等が生じるおそれがないか</p>	<p>さらに、銀行の検査・監督事務を行うに当たっては、以下の点にも十分に留意した上で実施することとする。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 複数の業態を含む金融グループのリスク管理</p> <p>我が国では、平成5年の金融制度改革による業態別子会社での相互参入の解禁や、平成10年の金融持株会社の解禁、金融システム改革法による子会社規定の整備等を経て、複数の業態を含む金融グループが形成されている。</p> <p>こうした複数の業態を含む金融グループの形成は、金融機関の経営体質の強化やサービスの向上に寄与する可能性がある一方で、組織の複雑化による経営の非効率化、利益相反行為の発生、抱き合せ販売行為や優越的地位を濫用した取引の働きかけの誘因の増大、グループ内のリスクの波及、グループにおけるリスクの集中等が生じるおそれがある。</p> <p>かかる特性を踏まえれば、銀行グループにおいては、個別の銀行の健全性等を確保するのみならず、銀行グループ全体の経営管理態勢やグループとしての財務の健全性、業務の適切性について実態把握を行うことが重要であり、業務の適切性の確保の観点から、銀行グループの一体的な管理を促していく必要がある。</p> <p>また、銀行が他の業態の金融機関や外国の金融グループ、事業会社の子会社等である場合においても、銀行主要株主への監督権限のほか、深度あるヒアリング等により、銀行に上記で挙げたリスクの波及やリスクの集中等が生じるおそれがないか</p>

現行	改正後
<p>検証することが重要である。</p> <p>なお、金融グループの態様は様々であって、グループが抱えるリスクの特性やリスクの波及の過程も異なる結果、グループにおける経営管理態勢も自ずと異なるため、各々の金融グループの実態を踏まえ、その態勢を検証する必要がある点には留意する。</p>	<p>検証することが重要である。</p> <p>なお、金融グループの態様は様々であって、グループが抱えるリスクの特性やリスクの波及の過程も異なる結果、グループにおける経営管理態勢も自ずと異なるため、各々の金融グループの実態を踏まえ、その態勢を検証する必要がある点には留意する。また、業態や適用法令が異なる場合であっても、同様の趣旨に基づく規制に関しては、同様の目線や着眼点で検査・監督を行う必要がある。特に金融グループ内における異なる業態の金融機関が一体的に提供する金融サービスについては、関係部局が連携して検査・監督対応を行うことが効果的である。こうした観点から、証券監督担当部局等の他の監督部局や証券取引等監視委員会といった関係部局間での連携強化を図ることが重要となる。</p>
<p>II－1－4 財務局との連携</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>II－1－4 財務局との連携</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 上記に加え、モニタリングの実効性の強化を図る観点から、金融庁と財務局は、事例の集積を通じて得られたノウハウその他の参考となるべき情報があれば、適宜、互いに情報共有するなど、密接な連携に努めるものとする。</p>
<p>III 主要行等監督上の評価項目</p> <p>III－3 業務の適切性等</p> <p>III－3－3 利用者保護のための情報提供・相談機能等</p>	<p>III 主要行等監督上の評価項目</p> <p>III－3 業務の適切性等</p> <p>III－3－3 利用者保護のための情報提供・相談機能等</p>

現行	改正後
<p>Ⅲ－3－3－3 顧客等に関する情報管理態勢</p> <p>Ⅲ－3－3－3－1 意義</p> <p>顧客に関する情報は金融取引の基礎をなすものである。したがって、その適切な管理が確保されることが極めて重要であり、銀行は、その業務に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱いを確保するための措置を講じなければならないとされている（法第12条の2第2項）。</p> <p>特に、個人である顧客に関する情報については、施行規則、<u>個人情報の保護に関する法律</u>、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）、同ガイドライン（外国にある第三者への提供編）、同ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）及び同ガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）（以下、合わせて「保護法ガイドライン」という。）、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（以下「金融分野ガイドライン」という。）及び金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（以下「実務指針」という。）の規定に基づく適切な取扱いが確保される必要がある。</p> <p>また、クレジットカード情報（カード番号、有効期限等）を含む個人情報（以下「クレジットカード情報等」という。）は、情報が漏えいした場合、不正使用によるなりすまし購入など二次被害が発生する可能性が高いことから、厳格な管理が求められる。</p> <p>さらに、銀行は、法人関係情報（金融商品取引業等に関する内閣府令第1条第4項第14号）を入手し得る立場であることから、そ</p>	<p>Ⅲ－3－3－3 顧客等に関する情報管理態勢</p> <p>Ⅲ－3－3－3－1 意義</p> <p>顧客に関する情報は金融取引の基礎をなすものである。したがって、その適切な管理が確保されることが極めて重要であり、銀行は、その業務に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱いを確保するための措置を講じなければならないとされている（法第12条の2第2項）。</p> <p>特に、個人である顧客に関する情報については、施行規則、<u>個人情報の保護に関する法律</u>（以下「個人情報保護法」という。）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）、同ガイドライン（外国にある第三者への提供編）、同ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）及び同ガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）（以下、合わせて「保護法ガイドライン」という。）、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（以下「金融分野ガイドライン」という。）及び金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（以下「実務指針」という。）の規定に基づく適切な取扱いが確保される必要がある。</p> <p>また、クレジットカード情報（カード番号、有効期限等）を含む個人情報（以下「クレジットカード情報等」という。）は、情報が漏えいした場合、不正使用によるなりすまし購入など二次被害が発生する可能性が高いことから、厳格な管理が求められる。</p> <p>さらに、銀行は、法人関係情報（金融商品取引業等に関する内閣府令第1条第4項第14号に掲げる法人関係情報をいう。以下同</p>

現行	改正後
<p>の厳格な管理と、インサイダー取引等の不公正な取引の防止が求められる。</p> <p>以上を踏まえ、銀行は、顧客に関する情報及び法人関係情報（以下「顧客等に関する情報」という。）を適切に管理し得る態勢を確立することが重要である。</p>	<p>じ。）を入手し得る立場であることから、その厳格な管理と、インサイダー取引等の不公正な取引の防止が求められる。</p> <p>以上を踏まえ、銀行は、顧客に関する情報及び法人関係情報（以下「顧客等に関する情報」という。）を適切に管理し得る態勢を確立することが重要である。</p>
<p>III－3－3－3－2 主な着眼点</p> <p>(1) 顧客等に関する情報管理態勢</p> <ul style="list-style-type: none"> ① <u>経営陣は、顧客等に関する情報管理の適切性を確保する必要性及び重要性を認識し、適切性を確保するための組織体制の確立（部門間における適切なけん制の確保を含む。）、社内規程の策定等、内部管理態勢の整備を図っているか。</u> ② <u>顧客等に関する情報の取扱いについて、具体的な取扱基準を定めた上で、研修等により役職員に周知徹底しているか。特に、当該情報の他者への伝達については、コンプライアンス（顧客に対する守秘義務、説明責任）及びレピュテーションの観点から検討を行った上で取扱基準を定めているか。</u> 	<p>III－3－3－3－2 主な着眼点</p> <p>(1) 顧客等に関する情報管理態勢</p> <ul style="list-style-type: none"> ① <u>経営陣は、顧客等に関する情報へのアクセス及びその利用は業務遂行上の必要性のある役職員に限定されるべきという原則（以下「Need to Know 原則」という。）を踏まえ、顧客等に関する情報管理の適切性を確保する必要性及び重要性を認識し、業務の内容・規模等に応じて、そのための組織体制の確立（部門間における適切なけん制の確保を含む。）、社内規程の策定、金融グループ内の他の金融機関（持株会社を含む。）との連携等、内部管理態勢の整備を図っているか。</u> ② <u>顧客等に関する情報の取扱いについて、具体的な取扱基準を定めた上で、研修等により役職員に周知徹底を図っているか。当該取扱基準は、顧客等に関する情報に関し、銀行の行内若しくは行外、又は行内の同一の部門内若しくは異なる部門間、いずれの共有についても、Need to Know 原則を踏えたものとなっているか。また、当該情報の他者への伝達については、上記の法令、保護法ガイドライン、金融分野ガイドライン、実務指針の規定等に従い手続きが行われるよう十</u>

現行	改正後
<p>③ 顧客等に関する情報へのアクセス管理の<u>徹底</u>(アクセス権限を付与された本人以外が使用することの防止等)、内部関係者による顧客等に関する情報の持ち出しの防止に係る対策、外部からの不正アクセスの防御等情報管理システムの堅牢化、店舗の統廃合等を行う際の顧客等に関する情報の漏えい等の防止などの対策を含め、<u>顧客等に関する情報の管理が適切に行われているかを検証できる体制となっているか。</u></p> <p>また、特定職員に集中する権限等の分散や、幅広い権限等を有する職員への管理・けん制の強化を図る等、顧客等に関する情報を利用した不正行為を防止するための適切な措置を図っているか。</p> <p>④ 顧客等に関する情報の漏えい等が発生した場合に、適切に責任部署へ報告され、二次被害等の発生防止の観点から、対象となった顧客等への説明、当局への<u>報告及び必要に応じた公表</u>が迅速かつ適切に行われる体制が整備されているか。</p> <p>また、情報漏えい等が発生した原因を分析し、再発防止に向けた対策が講じられているか。更には、他社における漏えい事故等を踏まえ、類似事例の再発防止のために必要な措置の検討を行っているか。</p>	<p><u>分な検討を行った上で取扱基準を定めているか。</u></p> <p>③ 顧客等に関する情報へのアクセス管理の<u>徹底</u>(アクセス権限を有する者の範囲が Need to Know 原則を逸脱したことなることやアクセス権限を付与された本人以外が使用することの防止等)、内部関係者による顧客等に関する情報の持ち出しの防止に係る対策、外部からの不正アクセスの防御等情報管理システムの堅牢化、店舗の統廃合等を行う際の顧客等に関する情報の漏えい等の防止などの対策を含め、<u>顧客等に関する情報を適切に管理するための態勢が構築されており、コンプライアンス部門の関与のもと当該顧客等に関する情報の管理状況を適時・適切に検証できる体制となっているか。</u></p> <p>また、特定職員に集中する権限等の分散や、幅広い権限等を有する職員への管理・けん制の強化を図る等、顧客等に関する情報を利用した不正行為を防止するための適切な措置を図っているか。</p> <p>④ 顧客等に関する情報の漏えい等が発生した場合に、適切に責任部署へ報告され、二次被害等の発生防止の観点から、対象となった顧客等への説明、当局への<u>報告及び公表</u>が迅速かつ適切に行われる体制が整備されているか。</p> <p>また、情報漏えい等が発生した原因を分析し、再発防止に向けた対策が講じられているか。更には、他社における漏えい事故等を踏まえ、類似事例の再発防止のために必要な措置の検討を行っているか。</p>

現行	改正後
<p>⑤ 独立した内部監査部門において、定期的又は隨時に、顧客等に関する情報管理に係る幅広い業務を対象にした監査を行っているか。</p> <p>また、顧客等に関する情報管理に係る監査に従事する職員の専門性を高めるため、研修の実施等の方策を適切に講じているか。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 法人関係情報を利用したインサイダー取引等の不公正な取引の防止 (新設)</p>	<p><u>顧客に重大な影響を及ぼす可能性があるなど、経営上重要な事案については、対応方針の意思決定に経営陣が適切に関与しているか。</u></p> <p>⑤ 独立した内部監査部門において、定期的又は隨時に、顧客等に関する情報管理に係る幅広い業務を対象にした監査を行っているか。<u>当該業務が金融グループ全体で統一的に行われている場合、グループ内の他の金融機関（持株会社を含む。）の内部監査部門等との連携が図られているか。</u></p> <p>また、顧客等に関する情報管理に係る監査に従事する職員の専門性を高めるため、研修の実施等の方策を適切に講じているか。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 法人関係情報を利用したインサイダー取引等の不公正な取引の防止</p> <p>① プライベート部門（営業部門のうち、恒常的に法人関係情報を取得することが想定される部門をいう。）とパブリック部門（営業部門のうち、プライベート部門以外の部門をいい、例えば、有価証券の売買その他の取引等の勧誘やその取引の媒介・取次ぎ・代理を行う部門や、自己取引又は委託取引の執行を行う部門などが考えられる。）との間に、チャイニーズウォール（情報管理のための組織上、物理上又はシステム上の障壁をいう。以下同じ。）を設ける等、法人関係情報を利用したインサイダー取引等の不公正な取引を防止するための適切な措置を講じているか。例外的にウォールクロス</p>

現行	改正後
<p>① <u>役職員による有価証券の売買その他の取引等に係る社内規則を整備し、必要に応じて見直しを行う等、適切な内部管理態勢を構築しているか。</u></p> <p>② (略)</p> <p>③ <u>法人関係情報を入手し得る立場にある銀行の役職員が当</u></p>	<p>(チャイニーズウォールを跨いだ情報共有をいう。以下同じ。)を行う場合、情報共有を行った各部門の役職員の氏名、日付、関連銘柄等を記録し、コンプライアンス部門の事前承認を要する等の、法人関係情報の不正利用を実効的に防止する観点から必要となる手続を具体的に定めているか。</p> <p>また、経営管理上の必要性から役員等に法人関係情報へのアクセスを認めている場合、当該役員等による法人関係情報の漏えいや不正利用を実効的に防止する観点から必要となる措置が講じられているか。</p> <p>(注)「組織上の障壁」としては、例えば、部門やレポートラインの分離、役職員の兼職の制限等の措置を講じることが、「物理上の障壁」としては、例えば、法人関係情報を管理する部署への入出制限や文書管理等の措置を講じることが、「システム上の障壁」としては、例えば、法人関係情報へのアクセス権限の管理等の措置を講じることが考えられる。</p> <p>② <u>役職員及びその関係者による、有価証券の売買その他の取引等に係る社内規則を整備し、当該社内規則に従い事前承認等の手続きを要することとした取引については、コンプライアンス部門による適切な関与を行わせる等し、また、必要に応じて見直しを行う等、適切な内部管理態勢を構築しているか。</u></p> <p>③ (略)</p> <p>④ <u>法人関係情報を入手し得る立場にある銀行の役職員及び</u></p>

現行	改正後
<p>該法人関係情報に<u>関連する有価証券の売買その他の取引等を行った際には報告を義務付ける等、不公正な取引を防止するための適切な措置を講じているか。</u> (新設)</p>	<p>その関係者による有価証券の売買その他の取引等の実態把握を行い、必要に応じてその方法の見直しを行う等、適切な措置を講じているか。</p> <p>⑤ 銀行が海外営業拠点を有している場合や国際的に活動する金融グループに属している場合、法人関係情報の管理について、例えば国内だけでなく、グローバルのグループベースで組織的・一元的な方針、手続き、システム等による管理を行うなど、各国法規制を遵守しつつ、グローバルに提供される業務の内容・規模等にふさわしい水準の適切な管理態勢が確立されているか。</p>
<p>III-3-3-3-3 監督手法・対応</p> <p>検査結果及び不祥事件等届出書等により、顧客等に関する情報管理態勢に問題があると認められる場合には、必要に応じ、法第24条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第26条に基づき業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。</p> <p>なお、上記の銀行法に基づく対応の他、個人である顧客に関する情報については、必要に応じて、<u>個人情報の保護に関する法律</u>における事業所管大臣への権限委任の状況に従い、必要な措置をとる場合があることに留意すること。</p>	<p>III-3-3-3-3 監督手法・対応</p> <p>検査結果及び不祥事件等届出書等により、顧客等に関する情報管理態勢に問題があると認められる場合には、必要に応じ、法第24条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第26条に基づき業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。</p> <p>なお、上記の銀行法に基づく対応の他、個人である顧客に関する情報については、必要に応じて、<u>個人情報保護法</u>における事業所管大臣への権限委任の状況に従い、必要な措置をとる場合があることに留意すること。</p>
<p>III-3-5 苦情等への対処（金融ADR制度への対応も含む）</p> <p>III-3-5-2 苦情等対処に関する内部管理態勢の確立</p>	<p>III-3-5 苦情等への対処（金融ADR制度への対応も含む）</p> <p>III-3-5-2 苦情等対処に関する内部管理態勢の確立</p>

現行	改正後
<p>Ⅲ－3－5－2－2　主な着眼点</p> <p>銀行が、苦情等対処に関する内部管理態勢を整備するに当たり、業務の規模・特性に応じて、適切かつ実効性ある態勢を整備しているかを検証する。その際、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮しつつ、例えば、以下の点に留意することとする。</p> <p>特に、与信取引及び預金・リスク商品等の苦情等対処の検証にあたっては、苦情等対処が説明態勢を補完するものであることに留意し、必要に応じ、Ⅲ－3－3－1－2、Ⅲ－3－3－2－2を参照する。</p> <p>(1)・(2)　(略)</p> <p>(3) 苦情等対処の実施態勢</p> <p>①～④　(略)</p> <p>⑤ 苦情等対処に当たっては、個人情報について、<u>個人情報の保護に関する法律</u>その他の法令、保護法ガイドライン及び金融分野ガイドライン等に沿った適切な取扱いを確保するための態勢を整備しているか（Ⅲ－3－3－3参照）。</p> <p>⑥・⑦　(略)</p> <p>(4)～(6)　(略)</p>	<p>Ⅲ－3－5－2－2　主な着眼点</p> <p>銀行が、苦情等対処に関する内部管理態勢を整備するに当たり、業務の規模・特性に応じて、適切かつ実効性ある態勢を整備しているかを検証する。その際、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮しつつ、例えば、以下の点に留意することとする。</p> <p>特に、与信取引及び預金・リスク商品等の苦情等対処の検証にあたっては、苦情等対処が説明態勢を補完するものであることに留意し、必要に応じ、Ⅲ－3－3－1－2、Ⅲ－3－3－2－2を参照する。</p> <p>(1)・(2)　(略)</p> <p>(3) 苦情等対処の実施態勢</p> <p>①～④　(略)</p> <p>⑤ 苦情等対処に当たっては、個人情報について、<u>個人情報保護法</u>その他の法令、保護法ガイドライン及び金融分野ガイドライン等に沿った適切な取扱いを確保するための態勢を整備しているか（Ⅲ－3－3－3参照）。</p> <p>⑥・⑦　(略)</p> <p>(4)～(6)　(略)</p>
<p>IV　銀行持株会社</p> <p>IV－2　主な留意事項等</p> <p>銀行持株会社の監督上の指針は、本監督指針の銀行に関する規定に準じることを基本とするが、銀行持株会社の子会社である銀行の業務の特性等にかんがみ、以下の点にも留意する。</p>	<p>IV　銀行持株会社</p> <p>IV－2　主な留意事項等</p> <p>銀行持株会社の監督上の指針は、本監督指針の銀行に関する規定に準じることを基本とするが、銀行持株会社の子会社である銀行の業務の特性等にかんがみ、以下の点にも留意する。</p>

現行	改正後
(1) ~ (7) (略) (8) <u>グループ全体の顧客の利益の保護のための体制の構築（V－5参照）に責任のある役割を果たしているか。</u>	(1) ~ (7) (略) (8) <u>顧客等に関する情報管理態勢（Ⅲ－3－3－3参照）、銀行とその証券子会社等の関係（V－3－3－6参照）、グループ全体の顧客の利益の保護のための体制の構築（V－5参照）等グループベースでの一體的な管理がなされるべき事項について、責任のある役割を果たしているか。</u>
V 銀行グループに対する連結ベースの監督等 V－3 銀行及びグループ会社の業務範囲等 V－3－3 子会社等の業務範囲 V－3－3－5 銀行の海外における子会社等の業務の範囲 (1) ~ (6) (略) (7) V－3－3－5 (1) にかかわらず、銀行が、子会社対象外国会社等を子会社とすることにより、子会社対象会社以外の外国の会社を子法人等（子会社を除く。以下この（7）において同じ。）又は関連法人等とすることも可能とする。この場合、子会社業務範囲規制の趣旨に鑑み、上記（4）に準じた対応が必要となる点に留意する。 なお、銀行が <u>子会社対象外国会社等</u> を子法人等又は関連法人等とすることにより、子会社対象会社以外の外国の会社を子法人等又は関連法人等とする場合も同様とする。	V 銀行グループに対する連結ベースの監督等 V－3 銀行及びグループ会社の業務範囲等 V－3－3 子会社等の業務範囲 V－3－3－5 銀行の海外における子会社等の業務の範囲 (1) ~ (6) (略) (7) V－3－3－5 (1) にかかわらず、銀行が、子会社対象外国会社等を子会社とすることにより、子会社対象会社以外の外国の会社を子法人等（子会社を除く。以下この（7）において同じ。）又は関連法人等とすることも可能とする。この場合、子会社業務範囲規制の趣旨に鑑み、上記（4）に準じた対応が必要となる点に留意する。 なお、銀行が <u>子会社対象外国会社等（特例持株会社を除く。）</u> を子法人等又は関連法人等とすることにより、子会社対象会社以外の外国の会社を子法人等又は関連法人等とする場合も同様とする。
※ なお、銀行持株会社の子会社等（子会社を除く。）についても、上記に準じた取扱いを行うものとする。	※ なお、銀行持株会社の子会社等（子会社を除く。）についても、上記に準じた取扱いを行うものとする。

現行	改正後
<p>V－3－3－6 銀行とその証券子会社等の関係 (1)・(2) (略) (新設)</p>	<p>V－3－3－6 銀行とその証券子会社等の関係 (1)・(2) (略) <u>(3)銀証ファイアーウォール規制の緩和に伴う優越的地位の濫用の防止について</u> ① 意義 金融商品取引業等に関する内閣府令第153条第1項第7号等に定める銀行と証券会社間の情報授受規制（いわゆる銀証ファイアーウォール規制）は、優越的地位の濫用防止、利益相反取引の防止、顧客情報の適切な保護等を確保する観点から、主に顧客の非公開情報等の共有禁止等を定めた規制である。銀証ファイアーウォール規制は、1993年に銀行・証券の相互参入を解禁した際に措置されたものであるが、その後、累次にわたり、見直しが行われており、2022年には、我が国資本市場の一層の機能発揮、顧客に対するより高度な金融サービスの提供の必要性、国際競争力強化、顧客の利便性向上等の観点から、上場会社等の一定の法人に係る非公開情報等を共有するに当たり、当該法人の同意を不要（ただし、当該法人から共有の停止の求めには応じる必要がある。）とするなどの緩和が行われた。 他方で、規制緩和により、優越的地位の濫用に繋がる可能性がある不適切な行為（注）が増大するおそれもあるとの指摘もあるところであり、こうした不適切な行為についても留意しつつ、銀行及びグループ会社の業務の内容・特性・規模等に応じた実効的な防止態勢が確保されることが重要である。</p>

現行	改正後
	<p>(参考)「金融審議会 市場制度ワーキング・グループ 第二次報告—コロナ後を見据えた魅力ある資本市場の構築に向けて—」(2021年6月18日)</p> <p>(注)銀証連携の場面における優越的地位の濫用又はこれに繋がる可能性がある不適切な行為としては、例えば、以下のようなものが考えられるが、これらに限られるものではなく、銀行のビジネスモデルの実態や、銀行が属するグループ内の他の金融機関の業態等に応じて異なり得ることに留意するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有価証券の引受等の金融取引において、グループ証券会社を利用し又はグループ証券会社のシェアを増加させなければ、今後の融資取引に影響がある旨に言及するなど、口頭・書面等あるいは明示・黙示を問わず、銀行の役職員が顧客に対して不利益な取扱いの可能性を示唆してグループ証券会社との取引を要請する場合。 <p>② 着眼点</p> <p>顧客に対する優越的地位の濫用については、Ⅲ－3－3－1－2（7）に加え、例えば、以下の点について、銀行及びグループ会社の業務の内容・特性・規模等に応じた実効的な防止態勢が構築されているか。</p> <p>イ. 経営陣が銀行の優越的地位の濫用防止の重要性を認識し、グループ内の他の金融機関（持株会社を含む。）との連携等により、その実践に誠実にかつ率先垂範して取り組んでいるか。また、優越的地位の不当な利用が疑われる事案</p>

現行	改正後
	<p>のうち、顧客に重大な影響を及ぼす可能性があるなど、経営上重要なものについては、経営陣に適時適切に報告がなされる態勢となっており、優越的地位の濫用の防止態勢の構築については、経営陣が適切に関与しているか。</p> <p>口. 役職員の業績評価等について、優越的地位の濫用を誘発するインセンティブを与えるようなものになっていいいか。また、グループ証券会社との取引を前提としなければ成り立たないような金利での貸出等が横行するなど、銀行業務における採算管理が著しく合理性を欠くといった、優越的地位の濫用を誘発しやすい収益上の構造がないか。</p> <p>ハ. 銀行や銀行のグループ内会社等の業務内容や市場における地位も踏まえ、取引先の規模・信用状況や銀行に対する取引依存度等に基づき、取引先及び取引形態ごとに優越的地位の濫用が発生するリスクを評価しているか。また、このリスクに応じて、優越的地位の濫用を実効的に防止するための手続・遵守事項等が明確化されているか。なお、当該手續・遵守事項等は、業務内容や顧客との取引実態に応じて異なり得るが、例えば、以下のような措置が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銀行が顧客に対して、グループ証券会社の提供する商品又はサービス等に関する情報提供等を行う場合には、事前に、グループ証券会社との取引に応じなくとも、今後の銀行との取引に影響を与えるものではない旨を明確に

現行	改正後
	<p>説明する措置。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 優越的地位の濫用に関する事後的な検証が可能となるよう、顧客との応接録を適切に作成・保存する措置。 <p>二. 役職員に対する研修・教育の実施等により、上記ハについての周知徹底が図られているか。</p> <p>木. 優越的地位の濫用の防止について、そのための措置を講じる責任を有する部署を営業部門から独立させて設置するなど、十分にけん制機能が発揮されるような体制が整備されているか。また、当該部署は、案件の重要性に応じて、上記ハの手続・遵守事項等が適切に遵守されているかの検証といった点について、適切な関与・管理をしているか。</p> <p>ヘ. 上記について、内部監査部門の体制は十分か。また、グループ間の監査が連携されているなど、グループベースでの一体的な管理がなされているか。</p> <p>③ 監督手法・対応</p> <p>優越的地位の濫用防止に係る情報収集窓口に対して寄せられた情報、融資先企業ヒアリングの結果など、様々なチャネルを活用して収集した金融サービス利用者の声のほか、メディア報道や外部からの照会等を含めた外部情報を分析し、重点的にモニタリングを実施することとする。これらのモニタリング、検査結果及び不祥事件等届出書等により、優越的地位の濫用に係る問題があると認められる場合には、必要に応じ、法第24条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第26条に基づき業務改善命令を発出する等の対応を行</p>

現行	改正後
	<p>うものとする。</p> <p>なお、証券会社においても金融商品取引業等に関する内閣府令第153条第1項第10号に基づき、親銀行等又は子銀行等の取引上の優越的な地位を不当に利用して金融商品取引契約の締結又はその勧誘を行うことが禁止されており、これは施行規則第14条の11の3第3号と同趣旨であることから、同様の目線や着眼点で検査・監督を行う必要があるため、証券課及び証券取引等監視委員会と十分に連携する必要があることに留意する。また、独占禁止法に規定される優越的地位の濫用の禁止を踏まえ、公正取引委員会と定期的な意見交換を実施する。</p>
<p>V－5 顧客の利益の保護のための体制整備</p> <p>V－5－1 意義</p>	<p>V－5 顧客の利益の保護のための体制整備</p> <p>V－5－1 意義</p>
<p>利益相反の弊害は、銀行・証券会社間だけに生じる問題ではな</p>	<p><u>金融機関の提供するサービスの多様化や、業態を跨ぐ形での国際的なグループ化の進展に伴い、金融機関内又は金融グループ内において、競合・対立する複数の利益が存在し、利益相反が発生するおそれがある高まっている。こうした状況を踏まえ、銀行においても、顧客の利益が不当に害されることのないよう、銀行及びグループ会社の業務の内容・特性・規模等に応じ、利益相反のおそれのある取引を管理することが求められている。</u></p> <p><u>こうしたことから、銀行法第13条の3の2第1項に基づき、銀行が自行及びその子金融機関等における適切な利益相反管理体制を整備することが重要である。</u></p> <p>利益相反の弊害は、銀行・証券会社間だけに生じる問題ではな</p>

現行	改正後
<p>く、銀行（グループ）内の部門間、又は同一金融グループ内の親会社・子会社・兄弟会社・関連会社のいずれとの間でも起こりうる問題である。また、情報管理体制が整備されていること等一定の条件の下で、非公開情報をその親法人等・子法人等と授受することが認められていることを踏まえれば、従前以上に利益相反管理の重要性を認識し、適切な経営管理態勢を構築する必要がある。</p>	<p>く、銀行（グループ）内の部門間、又は同一金融グループ内の親会社・子会社・兄弟会社・関連会社のいずれとの間でも起こりうる問題であり、金融グループ内において行う全ての業務に関して生じ得る利益相反に留意した経営管理を行うことが望ましい。また、情報管理体制が整備されていること等一定の条件の下で、非公開情報をその親法人等・子法人等と授受することが認められていることを踏まえれば、従前以上に利益相反管理の重要性を認識し、適切な経営管理態勢を構築する必要がある。</p>
<p>したがって、より広範な業務を展開する金融グループにあっては、銀行・証券会社間に限らず、グループ内における利益相反による弊害を防止するため、自己責任に基づく規律付けをもって内部統制を行なう必要がある。なお、利益相反を管理するためのルール等は、金融機関が自主的な努力により適切な経営管理態勢やコンプライアンス態勢を構築することで、有効に機能するものであることに留意する必要がある。</p>	<p>したがって、より広範な業務を展開する金融グループにあっては、銀行・証券会社間に限らず、グループ内における利益相反による弊害を防止するため、自己責任に基づく規律付けをもって内部統制を行なう必要がある。なお、利益相反を管理するためのルール等は、金融機関が自主的な努力により適切な経営管理態勢やコンプライアンス態勢を構築することで、有効に機能するものであることに留意する必要がある。</p>
<p>また、利益相反管理態勢を整備するにあたっては、金融グループ内会社等の営む業務内容や規模、特性等を勘案するとともに、銀行又は同一金融グループにおけるレビューテーション・リスクについても配慮する必要がある。</p>	<p>また、利益相反管理態勢を整備するにあたっては、金融グループ内会社等の営む業務内容や規模、特性等を勘案するとともに、銀行又は同一金融グループにおけるレビューテーション・リスクについても配慮する必要がある。</p>
<p>一方、銀行等のグループ会社の中には、当該銀行等の顧客とは無関係の業務を行っているものがあり得ることも踏まえれば、銀行等が行う利益相反管理の水準・深度は、必ずしも同一である必要はないと考えられる。このように、銀行等がグループ内で利益相反管理の水準・深度に差異を設ける場合には、対外的に十分な説明が求め</p>	<p>一方、銀行等のグループ会社の中には、当該銀行等の顧客とは無関係の業務を行っているものがあり得ることも踏まえれば、銀行等が行う利益相反管理の水準・深度は、必ずしも同一である必要はないと考えられる。このように、銀行等がグループ内で利益相反管理の水準・深度に差異を設ける場合には、対外的に十分な説明が求め</p>

現行	改正後
<p>られることに留意する必要がある。</p> <p>V－5－2 主な着眼点</p> <p>(1) 利益相反のおそれがある取引の特定等</p> <p>① <u>利益相反のおそれがある取引をあらかじめ特定・類型化するとともに、継続的に評価する態勢を整備しているか。</u></p>	<p>られることに留意する必要がある。</p> <p>V－5－2 主な着眼点</p> <p>(1) 利益相反のおそれのある取引の特定等</p> <p>① <u>利益相反を管理・統括する部署（以下「利益相反管理統括部署」という。）の関与のもと、利益相反のおそれのある取引（注）をあらかじめ特定・類型化するとともに、継続的に評価する態勢を整備しているか。</u></p> <p><u>（注）2022年に、銀証ファイアーウォール規制の緩和が行われたことに伴い、利益相反管理を適切かつ厳格に行う必要があるところ、「利益相反のおそれのある取引」の具体的な例は、各銀行のビジネスモデルの実態や、銀行が属するグループ内の他の金融機関（持株会社を含む。）の業態等に応じて適切に特定されるべきことに留意する。また、「金融商品取引業者向けの総合的な監督指針」の「IV－1－3 利益相反管理体制の整備（2）①」等も参照のうえ、金融グループ内の証券会社において特定・類型化されている利益相反のおそれのある取引と整合的な取り扱いとすることに留意する。</u></p> <p>② 利益相反を特定するプロセスは、銀行や銀行のグループ内会社等の業務内容、規模・特性を反映したものとなっているか。 <u>また、新規の業務活動や、法規制・業務慣行の変更等に的確に対応し得るものとなっているか。</u></p>

現行	改正後
<p>(2) 利益相反管理の方法</p> <p><u>利益相反の特性に応じ、例えば以下のような管理方法を選択し、又は組み合わせることができる体制が整備され、定期的に管理方法の検証が行われているか。</u></p> <p>① 部門の分離（情報共有先の制限）</p> <p>情報共有先の制限を行うにあたっては、利益相反を発生させる可能性のある部門間において、<u>システム上のアクセス制限や物理上の遮断を行う等、業務内容や実態を踏まえた適切な情報遮断措置が講じられているか。</u></p> <p>② (略)</p> <p>③ 利益相反事実の顧客への開示</p> <p>顧客に利益相反の事実を開示する場合には、利益相反の内容、開示する方法を選択した理由（他の管理方法を選択しなかった理由を含む）<u>等を明確かつ公正に、例えば書面等の方法により開示した上で顧客の同意を得るなど、顧客の公正な取扱いを確保する態勢となっているか。また、開示内容の水準は対象となる顧客の属性に十分に適合したものとなっているか。</u></p>	<p>し得るものとなっているか。</p> <p>(2) 利益相反管理の方法</p> <p>① <u>利益相反のおそれのある取引については、当該取引の遂行前に適切に特定することができる態勢となっているか。また、当該取引の特性に応じ、例えば以下のような管理方法を選択し、又は組み合わせができる態勢となっているか。なお、これらの管理方法の選択に際しては、利益相反管理統括部署の確認を受けるなど適切な管理方法を選択することができる態勢となっているか。</u></p> <p>イ. 部門の分離（情報共有先の制限）</p> <p>情報共有先の制限を行うにあたっては、利益相反を発生させる可能性のある部門間において、<u>チャイニーズウォール（Ⅲ－3－3－3－2（3）①参照）を構築する等、業務内容や実態を踏まえた適切な情報遮断措置が講じられているか。</u></p> <p>ロ. (略)</p> <p>ハ. 利益相反事実の顧客への開示</p> <p>顧客に利益相反の事実を開示する場合には、利益相反の内容、開示する方法を選択した理由（他の管理方法を選択しなかった理由を含む）<u>等について、当該取引に係る契約を締結するまでに、明確かつ公正に、例えば書面等の方法により開示した上で顧客の同意を得るなど、顧客の公正な取扱いを確保する態勢となっているか。また、開示内容の水準は対象となる顧客の属性に十分に適合したものとな</u></p>

現行	改正後
(新設)	っているか。 <u>二. 情報を共有する者の監視</u> 情報を共有する者を監視する方法による管理を行う場合には、独立した部署等において、当該者の行う取引を適切に監視しているか。
(新設)	② 自行及び子金融機関等が新規の取引を行う際には、当該取引との間で利益相反が生じることとなる取引の有無について、利益相反管理統括部署の関与のもと、必要な確認が図られる態勢となっているか。
(新設)	③ 利益相反管理の方法について、その有効性を確保する観点から、定期的な検証が行われる態勢となっているか。また、利益相反のおそれのある取引の特定並びに利益相反管理の方法の選択及び実施が適切に行われていることについて、事後的な検証が可能になるよう、適切に記録を作成・保存しているか。
(3) 利益相反管理態勢等 (新設)	(3) 利益相反管理態勢等 ① 銀行及びその子金融機関等の経営陣は、利益相反管理の重要性を認識し、金融グループ内の他の金融機関（持株会社を含む。）とも連携する等して、その実践に誠実にかつ率先垂範して取り組んでいるか。また、顧客に重大な影響を及ぼす可能性があるなど、経営上重要なものについては、適切な利益相反管理の方法の選択といった対応方法の意思決定に経営陣が適切に関与しているか。 ② 利益相反管理方針(規則第14条の11の3の3第1項第3
(新設)	

現行	改正後
<p>① <u>利益相反を管理・統括する部署（以下、「利益相反管理統括部署」という。）を設置するなど、利益相反を一元的に管理する態勢となっているか。</u> (新設)</p> <p>② <u>利益相反管理統括部署は、営業部門からの独立性が確保され、十分な牽制が働く態勢となっているか。また、利益相反管理態勢の構築や役職員の意識の向上に努める等の役割を果たし、定期的に利益相反管理態勢の検証を行っているか。</u></p> <p>③ (略)</p> <p>④ <u>利益相反管理方針を踏まえた業務運営の手続を定めた社内規則を整備しているか。また、研修・教育等により、利益相反管理について役職員及び子金融機関等に周知徹底させる態勢を確保しているか。</u> (新設)</p>	<p>号に規定する方針をいう。以下同じ。) を踏まえた業務運営の手續が書面等（社内規則を含む。）において明確化されているか。また、銀行及びその子金融機関等の役職員に対し、利益相反管理方針及び当該手続きに関する研修・教育の実施等により、利益相反管理についての周知徹底が図られているか。</p> <p>③ <u>利益相反管理統括部署を設置するなど、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理を一元的に行う態勢となっているか。</u></p> <p>④ <u>利益相反管理統括部署は、利益相反管理方針に沿って、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理を的確に実施するとともに、その有効性を適切に検証しているか。</u></p> <p>⑤ <u>利益相反管理統括部署は、営業部門からの独立性を確保し、営業部門に対し十分なけん制を働かせているか。営業部門が利益相反管理業務に関与する場合であっても、利益相反のおそれのある取引への該当性の判断や利益相反管理の方法の決定にあたって利益相反管理統括部署が主体的に意思決定を行うことができる体制となっているか。</u></p> <p>⑥ (略) (削除)</p> <p>⑦ <u>独立した内部監査部門において、利益相反管理に係る人的</u></p>

現行	改正後
<p>(新設)</p> <p>(4) 利益相反管理方針の策定及びその概要の公表</p> <p>① 利益相反管理方針には、<u>利益相反の特定方法、類型、管理体制（役職員の責任・役割等を含む）</u>や<u>管理方法（利益相反管理の水準・深度に差異を設ける場合は、その内容及び理由を含む）</u>、<u>管理対象の範囲等が明確化されているか</u>。また、当該管理方針は、金融グループ内会社等の営む業務内容や規模等が十分に反映されているか。</p> <p>② 利益相反管理方針の概要を公表するに際しては、<u>利益相反</u></p>	<p>構成及び業務運営体制について、定期的に検証する態勢となっているか。金融グループ全体で統一的な利益相反管理が行われている場合、グループ内の他の金融機関（持株会社を含む。）の内部監査部門等との連携が図られているか。</p> <p>⑧ 銀行が海外営業拠点を有している場合や国際的に活動する金融グループに属している場合、利益相反管理について、例えば国内だけでなく、グローバルのグループベースで組織的・一元的な方針、手続き、システム等による管理を行うなど、各国法規制を遵守しつつ、グローバルに提供される業務の内容・規模等にふさわしい水準で、利益相反のおそれのある取引の特定や適切な管理を行う態勢が確立されているか。</p>
	<p>(4) 利益相反管理方針の策定及びその概要の公表</p> <p>① 利益相反管理方針には、<u>利益相反のおそれのある取引の類型、主な取引例及び当該取引の特定のプロセス、利益相反管理の方法（利益相反管理の水準・深度に差異を設ける場合は、その内容及び理由を含む）</u>、<u>利益相反管理体制（利益相反管理統括部署の職責及びその独立性並びに利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理の方法についての検証体制）</u>並びに<u>利益相反管理の対象となる会社の範囲等が明確化されているか</u>。この場合において、<u>利益相反のおそれのある取引の類型、取引例及び利益相反管理の方法は、対応して記載されているか</u>。また、当該管理方針は、金融グループ内会社等の営む業務内容や規模等が十分に反映されているか。</p> <p>② 利益相反管理方針の概要を公表するに際しては、<u>利益相反</u></p>

現行	改正後
<p><u>管理方針の趣旨が明確に現れているものとなっているか。また、公表方法は、例えば、店頭でのポスター掲示やホームページへの掲載など、顧客等に対して十分に伝わる方法となっているか。</u></p> <p>IX 電子決済等代行業 IX-3 システムリスク IX-3-3 監督手法・対応 (1) (略) (2) 不正送金、誤送金、情報漏えい等 特権 ID の悪用による不正送金やシステムのプログラムミスによる誤送金等の利用者や経営に重大な影響がある問題を認識後、30 日以内にその事実を当局宛てに報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第 52 条の 61 の 16 に基づき業務改善命令を発出するものとする(個人である利用者に関する情報の漏えいに関するものについては、銀行法に基づく対応の他、<u>個人情報の保護に関する法律</u>における事業所管大臣への権限委任の状況に従い、必要な措置を執る場合があることに留意するものとする。。 (3) (略)</p>	<p><u>のおそれのある取引の類型、利益相反管理の方法、利益相反管理体制及び利益相反管理の対象となる会社の範囲を分かりやすく記載したものとなっているか。また、公表方法は、例えば、店頭でのポスター掲示やホームページへの掲載など、顧客等に対して十分に伝わる方法となっているか。</u></p> <p>IX 電子決済等代行業 IX-3 システムリスク IX-3-3 監督手法・対応 (1) (略) (2) 不正送金、誤送金、情報漏えい等 特権 ID の悪用による不正送金やシステムのプログラムミスによる誤送金等の利用者や経営に重大な影響がある問題を認識後、30 日以内にその事実を当局宛てに報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第 52 条の 61 の 16 に基づき業務改善命令を発出するものとする(個人である利用者に関する情報の漏えいに関するものについては、銀行法に基づく対応の他、<u>個人情報保護法</u>における事業所管大臣への権限委任の状況に従い、必要な措置を執る場合があることに留意するものとする。) (3) (略)</p>